

平成22年度〔第4四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

| 契約担当組織の名称 | 事業名 | 契約内容 | 契約締結日 | 契約の相手方 | 契約金額(円) | 随意契約とした具体的理由 | 根拠法令 1 | 適用類型 2 |
|-----------|-------------|--------------------------|------------|-----------|------------|--|-----------|-----------|
| 会計課 | 管制エリア端末整備工事 | 管制エリア端末整備工事一式 | 平成23年1月25日 | 滋賀電業株式会社 | 18,469,500 | 一般競争入札を行ったが、落札者がなかったため。 | 8号 | |
| 会計課 | 物品購入 | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル2月) | 平成23年1月31日 | 滋賀県石油協同組合 | 20,609,900 | 警察業務の特殊性から平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。 | 2号 | 3イ |
| 会計課 | 物品購入 | 車両用燃料(ガソリン・軽油・エンジンオイル3月) | 平成23年2月28日 | 滋賀県石油協同組合 | 21,324,000 | 警察業務の特殊性から平日、休日の区別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができる者は、県内の大部分の給油所が加盟する当該業者だけであるため。 | 2号 | 3イ |